

寮生会規約

制定 昭和 49 年 10 月 1 日
最終改正 令和 8 年 9 月 30 日

(名称)

第 1 条 本会は、岐阜工業高等専門学校寮生会（以下「寮生会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 寮生会の事務所は岐阜工業高等専門学校雄志寮（以下「雄志寮」という。）内に置く。

(目的)

第 3 条 寮生会は、寮生活を通じ、自律の精神を重んじ、相互に信頼し合い、親和を旨とし、他人に迷惑を及ぼす行為をしない自由で建設的な人となるため、共同生活を自主的に運営し、その向上に努めることを目的とする。

(会員)

第 4 条 雄志寮に入寮した者はすべて会員になる。

第 5 条 会員は、すべて平等な権利と義務を有する。

(役員)

第 6 条 寮生会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 一 | 寮長 | 1 名 |
| 二 | 副寮長 | 1 名 |
| 三 | 書記長 | 1 名 |
| 四 | 総代 | 各寮 1 名 |
| 五 | 副総代 | 各寮 1 名 |
| 六 | 階長 | 各階 1 名 |
| 七 | 会計監査 | 2 名 |
| 八 | 第 20 条に規定する委員会の委員長 | |

2 寮長は、寮生会を代表し、会務を掌握し最大の権限をもつとともに、一切の責任を負う。

3 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故があるときは寮長の職務を代行する。

4 総代は、当該寮の最高責任者として会員の指導にあたり相互の融和に努める。

5 副総代は、総代を補佐し、総代に事故があるときはその職務を代行する。

6 階長は、各階の管理・運営にあたり当該階に関し総会又は、執行部会に意見を申し出ることができる。

7 会計監査は寮生会の会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は1年（後期初日から翌年前期最終日）までとする。ただし、副総代、副総代、階長は6月（後期又は前期の期間）とする。

2 役員が任期中に辞任使用する場合は、寮長の承認を得なければならない。

3 役員は、総会員の5分の1以上の署名による要求があり、信任投票の結果不信任投票が総会員の過半数あった場合は解任される。

4 前2項の補欠の役員の任期は前任者の任期の残余の期間とする。

（役員の選出）

第8条 役員の選出は、候補者（推薦候補者を含む。以下同じ。）に対して会員の投票による。ただし、第6条5号及び第6号の役員は総代が委嘱する。

（重複立候補の禁止）

第9条 役員及び選挙管理委員は2つの候補者に立候補することはできない。

（次期役員の選挙）

第10条 役員の任期終了による選挙は任期終了日から30日以内に行う。

2 第7条第2項及び第3項による補欠選挙は原則として欠員が生じてから10日以内に行う。

（総会）

第11条 寮生会総会（以下「総会」という。）は毎年10月及び4月に開かなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は臨時に開かなければならない。

- 一 総会員の5分の1以上の署名による開催要求があった場合
- 二 執行部が必要と認めた場合

（総会権限）

第12条 総会は寮生会の最高議決機関である。

（審議事項）

第13条 総会は次の事項を審議し決定することができる。

- 一 予算・決算に関すること。
- 二 行事に関すること。
- 三 規約の制定改廃に関すること。
- 四 その他重要な事項

(議長)

第 14 条 総会は寮長が召集し、議長及び副議長を要する際は出席会員の過半数の賛成を得て、寮長が指名する。

(議決)

第 15 条 総会は総会員の 3 分の 2 以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。

(総会の議題等の公示)

第 16 条 寮長は総会の議題及び期日を原則として 3 日前までに公示しなければならない。

(各寮総会)

第 17 条 各寮は、それぞれ当該寮に入寮する会員で構成する総会（以下「各寮総会」という。）を開かなければならない。

2 各寮総会は当該棟運営に関する必要な事項を審議し決定することができる。

ただし、その運用に際しては寮務会議の認可が必要である。

(各寮総会の召集)

第 18 条 各寮総会は総代が次の各号の 1 に該当する場合に召集し、議長を要する際は副総代が努める。

- 一 総代が必要と認めた場合
- 二 寮長の要請があった場合
- 三 当該会員の 5 分の 1 以上の署名による要請があった場合

(準用規定)

第 19 条 各寮総会の議決その他は、総会の規定を準用する。

(委員会)

第 20 条 寮生会業務の円滑な運営を計るため次の委員会を置く。

- 一 広報委員会
- 二 会計委員会
- 三 企画委員会
- 四 文化委員会
- 五 厚生委員会

2 前項各号の委員会に委員長 1 名を置き、前項の第 1 号及び第 2 号の委員会委員は原則として各寮から 1 名を、第 3 号及び第 4 号の委員会委員は各寮 2 名を、第 5 号の委員会委員は

各階 1 名をそれぞれ各寮総会において選出できる。

3 各委員会の任務、権限等は別に定める。

（特別委員会）

第 21 条 総会又は執行部会が必要と認めた場合は、随時に特別委員会を置くことができる。

2 前項の委員及び委員の選出方法等についてはその都度総会又は執行部会で決定する。

3 特別委員会は、総会又は執行部会にその業務の完了を報告し、その承認を得て解散する。

（選挙管理委員会）

第 22 条 役員その他の選挙の事務を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、各寮から 1 名を当該総会が選出した者を持って構成することができる。

3 選挙管理委員会は、事務を処理するため委員会を置く。

4 前項の委員会は寮生会員の投票により選出される。

5 選挙管理委員会は、原則として投票の 5 日前までのその旨を公示し、投票の結果を速やかに公表しなければならない。

（執行部の構成）

第 23 条 会務を執行するため執行部を置く。

2 執行部は次の者をもって構成する。

- 一 寮長
- 二 副寮長
- 三 書記長
- 四 総代
- 五 委員会委員長

3 執行部は会務の執行にあたってすべての権限と責任を持つ。

（公聴会）

第 24 条 執行部は、執行部の諮問機関として公聴会を開くことができる。

ただし、10 人以上の会員の要請があった場合は、開かななければならない。

2 公聴会は執行部に助言し勧告する。

3 寮長は公聴会の日時、案件等を予め公示しなければならない。

4 公聴会に出席しようとする者は、予め寮長に届け出なければならない。

（公聴の原則）

第 25 条 委員会及び執行部の会議は、原則として公開とする。

（経費）

第 26 条 寮生会の経費は会費、寄附金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第 27 条 会員は、会費として年額 5,000 円を納入するものとする。

2 会費は、10 月及び 4 月の 2 期に区分し、それぞれ年額の 2 分の 1 を納入するものとする。
ただし、既納の会費は返却しない。

3 前項の区分の期間内に新たに入会した会員については、入会の時期にかかわらず当該期の会費 2,500 円を納入するものとする。

(会計年度)

第 28 条 寮生会の会計年度は後期初日に始まり翌年前期終日に終る。

(予算編成)

第 29 条 予算は、執行部で編成し総会の承認を得なければならない。

(決算)

第 30 条 決算書は、会計委員会委員長が年度末に作成し、会計監査の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(緊急支出)

第 31 条 緊急に予算事項以外に支出の必要が生じた場合、寮長の承認を得て予備費から支出することができる。

(監査)

第 32 条 会計監査は、年度末にその年度における経理を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、年度が途中においても監査を行わなければならない。

- 一 会計監査が必要と認めた場合
- 二 総会員の 2 分の 1 以上の署名による要請があった場合

(規約の改廃)

第 33 条 この規約の改廃は、総会の過半数の賛成を得なければならない。

(細則)

第 34 条 寮長は、この規約を施行するに必要な細則を定めることができる。

附則

附則

この規約は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行する。

附則（省略）

附則

この規約は、平成 23 年 12 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、令和 8 年 9 月 30 日から施行し、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。